



「地域の中小企業者等との意見交換会」(新潟県三条市)
にて基調講演を行う 渡辺 大臣
→[P2](#)、[P3](#) に関連記事 (1月16日)



全国財務局長会議において挨拶する 渡辺 大臣
(1月22日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【大臣談話・講演等】	2
【特集】	
○ 「渡辺金融担当大臣と中小企業者等との意見交換会」(新潟開催)の概要	3
【トピックス】	
○ 第4回国際コンファレンスの開催について テーマ:「地域金融の現状と今後」	6
○ 地域密着型金融に関するシンポジウムの開催について	8
○ 中国金融監督当局等との定期協議について	9
○ 中小企業にターゲットを絞った新しいパンフレットを作成しました (中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識)	9
○ 金融検査評価結果の分布状況について	10
○ 銀行等による保険販売の全面解禁について	11
○ 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等及び「社債等登録法施行規則の一部を改正する命令」並びに「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」について	13
【金融ここが聞きたい!】	15
【お知らせ】	
○ テラメント株式会社に対する大量保有報告書の訂正命令	16
○ ファンド業者を金融庁ウェブサイトに掲載しました!!	16
○ 認定投資者保護団体制度の更なる活用を期待します!!	16
○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会)	17
○ 株券電子化について	17
○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内	18
○ 金融庁英語版ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスの開始	18
【1月の主な報道発表等】	19

【フォトギャラリー】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が出席された会議等をはじめ、金融庁で行われた行事等についての写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



第 125 回自動車損害賠償責任保険審議会の模様
(1月18日)



金融市場戦略チーム第 11 回会合の模様
(1月31日)

【大臣談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。下記内容にアクセスしてください。

●講演

- [渡辺金融担当大臣講演「今後の地域産業の発展と地域金融機関の役割」](#)
(平成 20 年 1 月 16 日 (水) 場所：三条・燕地域メッセピア)

●会見

- [「渡辺金融担当大臣と地域の企業経営者等との意見交換会」後の大臣記者会見の概要](#)
(平成 20 年 1 月 16 日 (水) 12:08 ～12:23 場所：三条・燕地域メッセピア)

【 特 集 】

「渡辺金融担当大臣と中小企業者等との意見交換会」（新潟開催）の概要

金融庁と[財務省関東財務局](#)では、地域の皆さんからご意見をお伺いし、今後の行政に反映させるため、渡辺喜美金融担当大臣と地域の企業経営者や金融機関の方々との意見交換会を、1月16日（水）、新潟県の燕・三条地域で開催しました。

今回の意見交換会は、政治や行政のあり方のすべてを見直し、真に消費者や生活者の視点にたった行政に発想を転換すべきとの総理の指示に基づき、現場感覚を金融行政に反映させるべく、地域における金融サービスの受け手・担い手の双方と対話を行うことを目的として、以下のプログラムにより開催しました。

基調講演の模様については[こちら](#)を、講演資料につきましては[こちら](#)をご覧ください。

《プログラム》

1. 渡辺金融担当大臣による基調講演
「今後の地域産業の発展と
地域金融機関の役割」
2. 参加者との意見交換



1. 渡辺金融担当大臣による基調講演の概要

① 最近の金融・経済情勢

- 残念ながら世界経済における日本の競争力が非常に落ちてきています。その中で、サブプライムローン問題をきっかけとして、世界的に金融資本市場が動揺しています。原材料価格の高騰により企業収益が圧迫される一方で、もしこれから円高が進むと製品の輸出価格に直接的な影響が及ぶこととなります。大変な危機認識を持って事に当たらなければいけない事態を迎えています。
- 名目GDPは、右肩上がりのアメリカに対し、日本は残念ながら横這いの状況です。一方、新興諸国を代表する中国も右肩上がりであり、着実に日本との差を縮めてきています。一人当たりの名目GDPにおいては、まさに我が国は右肩下がりです。OECD加盟国の中では、1993年の第2位が最高でしたが、今や18位です。この間雇用者所得は非常に停滞しており、デフレ経済の脱却が最終的にできていない大きな要因になっているわけです。
- 世界の証券市場における時価総額の伸びを1990年と比べると、東京市場では大体1.5倍、アメリカでは5.7倍、それに対して香港、深圳、上海という中国の3市場を見ると、それぞれ約20倍、25倍、55倍となっています。こういう高い伸びを示しているところに自然とお金が集まっていくことによって、さらに投資主導の経済成長が促進されています。中国あたりでは逆に、今大変な過熱をどうやって冷やすか、ということに腐心をしているような状況があります。
- そういう中で日本の企業のバランスシートを法人企業統計からとってみると、資本が35、負債が65と、資本が小さいという特徴があります。インフレの時代には借金が非常に有利な資金調達手段でしたが、資産デフレが起きるとこの構造は大変にもろい、ということがこの十数年間の我々の教訓だったわけです。他の先進国では、資本のほうが大きいというのが普通です。
- 設備投資とキャッシュフローの関係をみると、バブルが崩壊して、キャッシュフローの範囲の中でしか設備投資は行われてきませんでした。民間企業の資金調達の状況を見ると、バブル崩壊以降借金返済に走り、ようやく最近になって借入れで資金調達をするという傾向が出てきています。貸出金の推移を見ると、今の水準で400兆円を僅かに超えるぐらい、GDP比では80%ぐらいのところまで水準が落ちてきています。企業の資金調達額と家計の金融資産額の推移を日米で比べると、アメリカでは平行になっていますが、日本では家計の金融資産の推移に対して非常にアンバランスな企業の資金調達の構造になっている。まさにデフレ経済の中で借金返済に走ったということが日本の特徴です。

② 地域経済の現状

- 地域経済においては、国際的な競争の激化の中で需給のミスマッチが厳然としてあります。日本がデフレから脱却できていない最大の理由は、まさにこの地方経済の中にあるような気がします。
- そういう中で、各地において色々な取組みが行われています。例えば世界経済とつながって地域発展を遂げていこうという取組みです。北海道の倶知安町にはパウダースノーがあり、これに気がついたオーストラリア人の投資が行われています。
- 国内経済の中で活性化を図っている滋賀県の長浜市のようなケースもあります。明治時代に作られた黒壁銀行と呼ばれる建物を買い取り、街並み景観づくりを行いました。また、お土産づくりのためにガラス工房を作ったところ、これが大当たりをしました。まさに地域活性化の一点突破、全面展開の成功事例です。
- 離島においてもこうした取組みは行われています。島根県の海士町では、海士牛という、海から運ばれる非常に豊富なミネラルを含んだ牧草を食べている黒毛和牛のブランド化が始まりました。また、ご当地ではサザエカレーというのがありますが、こういうものを島まるごと百貨店みたいにして売り出すようになりました。すると、島に戻るかという人たちがあられれて、人口が増え始めたわけです。
- 今の時代が大変厳しいのだったら昭和の時代を振り返ってみるか、レトロ路線に復帰をした町もございました。大分県の豊後高田では、こうした昭和のまちづくりというものが行われてきております。
- 燕・三条地域には、金属加工技術を根幹として長年にわたる絶え間ない業種転換によって需給のミスマッチを解消してこられたという経験があります。さらに、地域ブランドを立ち上げ、積極果敢に世界経済とつながり、かつ、新素材を活用したり、新商品を開発したり、その意味で私どもはこの燕・三条に大変着目をしています。まさに市場のニーズを的確にとらえ、高度なアンテナとしての役割を果たしてこられた、本当に尊敬に値する地域です。
- こうした中であって、地域金融機関にも新たな任務が加わっています。最近では過度に土地担保に依存しない融資を積極的に行っていこうという試みが行われています。動産担保融資あるいは売掛債権担保融資の取組みがあります。また去年は、債権の流動化や債権譲渡の安全性を確保することと、企業の資金調達をより円滑に行うことを考え、電子記録債権法を国会で通していただきました。今やペーパーレス化の時代です。中小企業においても売掛債権は何十兆円もあり、大企業、中堅企業を入れますと100兆円をはるかに超えます。これらを電子登録してもらい、それによって公信力の認められた電子記録債権が流動化されれば、企業の資金調達が一変するということがあり得るわけです。
- L C F I（巨大複合金融機関）も資本が足りなくなって、ソブリン・ウェルス・ファンドから資本を導入するときは、いわゆる優先出資を受けるという形になっていますが、こういうやり方を中小企業が導入し、地域金融機関が資本的な資金を供給してもよいわけです。先ほど申し上げましたように、日本は資本と負債の比率が非常にいびつな形態になっています。このバランスシートの構造を変えていくためにも、資本的な資金の供給というものをより深めていくことが考えられます。政府系金融機関においては、資本的劣後ローンを供給するという試みも始まっています。こうした取組みは恐らくこれから日本の地域金融の中で大いに考えていかなければならないところではないでしょうか。
- 点の事業再生のノウハウはさまざまに蓄積がなされてきていますが、地域として再生をしていくには、やはり面的な再生の試みが必要です。来年度創設予定の地域力再生機構は、まさに面的再生をもくろんだ新しい取組みです。この問題に長くかかわってきた者として、ぜひ地域力再生機構が地域の活性化に大いに役立ってほしいと考えています。地域金融機関は中小企業の企業情報あるいは地域の経済情報、社会情報をたくさん蓄積しています。地域金融機関には、地域を熟知し、地域のために尽力しようという意識の高い人材がそろっているはず。地方公共団体など公的部門にはないビジネスセンスとスピード感をあわせて持っているはず。地域力再生機構においては、こうした面的再生に関連する事業再生への支援も行っていくことが予定されています。例えば観光地、温泉地などのように地域で顧客を呼び込む、あるいは地方百貨店の再生に合わせて周辺商店街の活性化を図っていく、などということが考えられます。地域金融機関には、このような機能も念頭に置きながら、地域における面的再生にぜひ取り組んでいただきたいと考えています。

③ 金融・資本市場の競争力強化

- この通常国会において私どもが提案をするものに「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」に関する法案があります。日本の約1,500兆円の家計金融資産のうち750兆円が預金等で塩漬けになっています。日本市場をもう一度見直す必要があります。
- 世界の商品市場が大変な右肩上がりの状況になっている中で、日本の商品市場は非常に小さな市場になっており、その再構築が必要です。まずはETF（上場投資信託）という形で金融商品取引所と商品取引所の融合を図っていく必要があるのではないか。また、世界中の金融のプロに参加をしてもらうプロ向け市場も必要ではないか。
- 銀行・保険会社のファイアーウォール規制の見直しも行う必要があるのではないか。例えば、商品の現物取引というのは、銀行本体では難しいが兄弟会社においてやれるようにしてはどうか。イスラム金融についても大胆に規制緩和をする必要があるのではないか。省エネ・低炭素技術が日本の強みであることから、排出権取引についても大幅に規制緩和を行う必要があるのではないか。また先ほど申し上げたように、企業再生の株式保有について、今までの規制を大幅に緩和する必要があるのではないか。
- こうした観点から「強化プラン」というものをつくりまして、法改正の必要なものについては今国会に法案を提出する予定です。



2. 参加者との意見交換

引き続き行われた質疑応答の中で、会場からは例えば以下のような意見がありました。

【企業経営者】

- 燕・三条では、起業する件数と廃業・倒産する件数を比較すると、圧倒的に廃業の方が多く、年々企業件数が減っている。起業する意欲があれば一度廃業された方でももう一回やっていいようにするような、企業をもっと増やすような方策というのを、国で何か考えているのか。
- 都市銀行も地方の中小企業に融資に来ているが、都市銀行も中小企業をしっかりサポートする、事業を再生するような取組みを行うべきではないか。

【金融機関関係者】

- 協同組織金融機関の信用金庫、信用組合の制度の見直しというものが今うたわれているが、大臣は信用金庫、信用組合の今後のあり方をどのように考えているか。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「大臣談話・講演等」から[渡辺金融担当大臣講演「今後の地域産業の発展と地域金融機関の役割」](#)（平成20年1月16日（水）場所：三条・燕地域メッセピア）及び「記者会見」から[『「渡辺金融担当大臣と地域の企業経営者等との意見交換会」後の大臣記者会見の概要』](#)（平成20年1月16日）にアクセスしてください。

【トピックス】

第4回国際コンファレンスの開催について テーマ：「地域金融の現状と今後」（平成 20 年 1 月 18 日開催）

[金融庁金融研究研修センター](#)では、去る 1 月 18 日、慶應義塾大学経済学研究科・商学研究科連携 21 世紀 COE プログラムとの共催により、第 4 回国際コンファレンス「地域金融の現状と今後」を[開催](#)いたしました。コンファレンスには、国内外の研究者、政府関係者、金融機関、在京各国大使館関係者など、約 200 名の参加がありました。



我が国では、[地域密着型金融（いわゆるリレー・シヨンシップ・バンキング、以下リレバン）の機能強化](#)に向けて、各地域金融機関が中小企業の再生や地域経済の活性化のための各種取組みを進めてきています。しかし、このような取組みの進捗にも関わらず、中小企業等の地域金融機関の利用者からは、一部の取組みについていまだ取組みが不十分との声もあります。

そこで本コンファレンスでは、地域金融が地域経済の活性化につながっていると言われているドイツや、地域・中小企業への融資が活発なアジアと日本の現状を比較検討するとともに、今後の日本の地域金融のあり方についてのディスカッションを行ないました。

セッション 1：日本の地域金融の経験と現状

本セッションでは、各国の地域金融を比較するための軸として、まず金融庁から平成 15 年度から 2 次 にわたり実施されたリレバン・アクションプログラムの成果と課題が報告されました。その後中小企業金融公庫から、日本の地域金融・中小企業金融における政府系金融機関の役割、及び証券化等の近年の取組みが紹介されました。更に、地方の企業からは、借り手の立場から見たリレバンへの現状評価についての報告が行われました。

報告後の自由討議では、動産（在庫）を担保とするなど不動産担保に過度に依存しない融資の増加や、地域再生に繋がる企業再生の成功事例の蓄積等のリレバンの取組み成果について、情報共有していくことの必要性等が議論されました。



「日本における地域密着型金融の現状と課題」と題して
報告する 長谷川 金融庁監督局銀行第2課長

セッション 2：ドイツの地域金融の経験と現状

ドイツでは地域金融が上手く地域経済の活性化につながっているといわれています。そこで本セッションでは、ドイツの地域金融から日本への教訓を探るため、ドイツ銀行貯蓄金融グループから、ドイツにおける地域金融・中小企業金融の現状・課題についての報告を受けた後、議論が行われました。ドイツの貯蓄銀行は、非営利組織の金融機関であり、地域の中小企業を主要貸出先とする点で、日本の地域金融機関と類似しています。また、各貯蓄銀行によって組織されるドイツ貯蓄銀行金融グループ全体では、総資産

で欧米の主要金融機関を上回る規模を有しており、大きな影響力を持っています。

ドイツでは地域金融・中小企業金融を主要業務としながら、グループとして大手金融機関と対等に競争できている要因として、ドイツは歴史的に各地域が独自性を持っており、またドイツの中小企業は日本の中小企業に比べ事業の独立性が高いといった地域や借り手の背景の違いも指摘されました。

セッション3 アジアの地域金融の経験と現状

アジアに目を向けると、タイ・韓国などでは、中小企業への融資が活発化しており、大企業融資に偏っていた金融構造を中小企業に向けようとしている動きがあり、経済成長が高い中で、地域金融も進展していると言われています。そこで本セッションでは、タイ・韓国の報告を受けた後、日本とアジアの地域金融の現状を比較しました。

まず、タイ中小企業開発銀行から同行の設立経緯と役割の紹介、及び現状と課題が報告されました。タイでは商業銀行が中小企業への融資に消極的であったため、中小企業の資金需要は高金利の非組織金融市場に向かいがちでした。こうした状況を鑑み、中小企業の競争力改善を通じた持続可能な経済成長を実現する役割を果たすため、タイ中小企業開発銀行は 2002 年に設立されました。これまでの取組みとしては、一村一品融資 (one village, one product loans) の実現が挙げられます。そして今後の課題として、「中小企業の金融機関」から「起業家社会を実現する機関」への同行の役割のパラダイムシフトが指摘されました。

次に、韓国中小企業銀行から同行の設立経緯と役割の紹介、及び現状と課題が報告されました。韓国中小企業銀行は 1961 年に中小企業支援を目的として設立され、現在では唯一の中小企業専門の政府系金融機関となっています。韓国では、韓国銀行（中央銀行）による中小企業振興基金などの政策金融によって、中小企業の資金調達を改善させる一方で、信用保証制度を充実させ中小企業の資金アクセスも改善させる施策を実施しています。他方課題としては、中小企業金融に対する政府の過度の関与によって、借り手企業のモラルハザードが懸念されることが指摘されました。

タイと韓国の報告を受け、日本の地域金融機関のリレバンへの取組み事例等が横浜銀行から報告されました。動産担保融資として、冷凍マグロ在庫を評価・管理する手法が紹介されたほか、リレバンへの取組みによって創業支援融資商品やビジネスマッチング成約件数等で成果が出ていることが報告されました。他方、課題としては、目利き能力のある銀行員をいかに育てるかが指摘されました。

セッション4 地域金融の今後の取組み（パネルディスカッション）

まず、金融庁から地域金融の動向について報告があり、[2次にわたり実施されたリレバン・アクションプログラム](#)によって着実に実績が上がっている一方、今後は収益力向上も視野に入れた「選択と集中」が必要であることが課題として指摘されました。続いて福岡銀行から、リレバンの特色ある取組み事例について報告があり、伝統的な商業銀行部門においては「業種・業界特性の情報蓄積」「対面営業の高付加価値化」等の実施、新規の活動としてファンドを活用した事業再生や地域貢献の実施が紹介されました。

その後、各国報告者を交えて、地域金融・中小企業金融の今後の在り方についてパネルディスカッションが行われました。議論では、地域や中小企業の現状を踏まえると、不動産に限らず動産であっても担保に過度に依存にする融資は望ましくなく、また事業採算性の審査を強化して、起業の「再チャレンジ」を可能とすることが望ましいとの指摘もありました。



最後に、吉野 直行 教授（慶應義塾大学経済学部教授 兼 金融庁金融研究研修センター長）から総括の報告がありました。報告では、地域経済・中小企業の活性化にはリスクテイクが必要であるから、資金需要の全てが銀行貸出という単一の資金供給手段でまかなわれるのは望ましくなく、金融持株会社の傘下に多様な金融機関を配置し、事業プロジェクトのリスクに応じて貸出、投資信託、ファンドといった複数の資金供給スキームを用意すべきであるとの指摘がありました。

※ 本コンファレンスのプログラムについては、[金融庁金融研究研修センターウェブサイト](#)に掲載しておりますので、アクセスしてください。なお、詳細な概要や会議資料について今後掲載する予定です。

地域密着型金融に関するシンポジウムの開催について

金融庁と関東財務局は、1月16日(水)に「地域密着型金融に関するシンポジウム IN TOKYO ～中小企業と地域金融を考える～」を東京都港区のサントリーホールにて開催いたしました。

本シンポジウムは、地域金融機関（地域銀行、信用金庫及び信用組合）による、中小企業の再生支援や中小企業金融の円滑化に向けた特色ある取組み等について、広く地域に紹介することにより、事業再生等のノウハウの共有の促進など、地域密着型金融の一層の推進を図ることを目的とするものです。



シンポジウムの開会に当たり、山本 金融担当副大臣より挨拶があり、これまでの[2次にわたるアクションプログラム（平成15～18年度）の取組み](#)に対する利用者からの評価や、地域金融機関に取組みを求める3つの柱（①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化、②事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底、③地域的情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献）の紹介等がなされました。

1. 基調講演

地域密着型金融の本質と地域金融機関の今後の方向性について有識者講演がなされ、新たな地域密着型金融のキーワードとして「地域密着型金融と収益力向上の両立」が示されました。

2. 特色ある取組み事例の発表

関東財務局管内の地域金融機関より、地域密着型金融に関する以下の取組み事例の発表がなされました。

(1) 取引先企業の経営相談・支援機能の強化

- ・円滑な事業承継に向けた支援機能の強化（八十二銀行）
- ・第1回「TOKYO物産・逸品見本市」の開催について（西武信用金庫）
- ・第1回「かわしんビジネスフェア」の開催について（川崎信用金庫）

(2) 早期事業再生に向けた取組み

- ・公的機関・外部専門家を活用した企業再生支援（城北信用金庫）

(3) 新しい中小企業金融の取組みの強化

- ・農業分野への取組みとABL（山梨中央銀行）

3. パネルディスカッション

金融機関においては、顧客ニーズに対応した金融サービスの提供が期待される一方、金融商品取引法等に基づき、利用者保護に向けた一層の取組みが求められていることや組織犯罪による金融サービスの利用を防止するための対応が求められていること等を踏まえ、利用者保護の徹底と利便性の向上について、貸し手代表、借り手代表及び有識者より意見を伺いました。

また、これまでの地域密着型金融の取組みの評価や今後のあり方についても議論がなされ、今までの取組みについての成果を確認したうえで、顧客側の立場に立った経営や小規模な企業への総合的な支援、地域のリーダーの育成等、今後力を入れるべき点についてご意見をいただき、さらに継続して地域密着型金融の取組みを進めていく必要があると締め括られました。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「地域密着型金融に関するシンポジウム IN TOKYO」の開催について](#)（平成19年12月21日）にアクセスしてください。

中国金融監督当局等との定期協議について

金融庁では、中国の金融監督当局等とこれまでも緊密な連携を図ってきたところですが、さらに連携を強化する観点から、今般、中国との監督当局等との間で事務レベルの定期協議等を開始することとし、1月14日(月)から16日(水)の日程で中国・北京でこれを開催しました。

(参考) 協議を行った中国側当局は以下のとおり。

1月14日(月) 中国証券監督管理委員会 : 姚剛 主席助理
中国銀行業監督管理委員会 : 韓明智 国際部主任
1月16日(水) 中国人民銀行 : 胡曉煉 副行長
中国保険監督管理委員会 : 李克穆 副主席
日本側はいずれも 知原 参事官(国際担当)がヘッド。

昨年12月に公表した「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」においても海外当局との連携を強化することが取り上げられており、特に「成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化を図ることとし、その一環として、中国の監督当局等との定期協議を開始する」こととされました。

今回の協議においては、日中両国における最近の金融行政の動向、国際動向等、両国の当局が関心を持っている問題、具体的には、「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」、バーゼルⅡへの対応、サブプライム問題等について意見交換を行いました。また、両国の金融当局間の連携を更に強化していくことを確認しました。

急速な経済発展を遂げており、また、金融分野においても交流と協力が深化し、相互依存が深まっている中国の監督当局等との連携強化を図ることは、極めて重要なことと考えており、今後とも、こうした定期協議等を通じて両国当局間の更なる連携を図っていきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[中国の監督当局等との定期協議等について\(平成20年1月16日\)](#)」にアクセスしてください。

中小企業にターゲットを絞った新しいパンフレットを作成しました (中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識)

1. 「中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識」とは

この度、金融庁では、中小企業向けのパンフレット「[中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識](#)」を作成しました。これは、[金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕](#)(以下「マニュアル別冊」)の内容を中心に、中小企業が金融機関と対等の立場で交渉を行う、経営改善への支援・協力を求めるといった場面に役立つ金融検査の知識をイラストを用い、事例も交えながら分かりやすく紹介したものです。

マニュアル別冊は、金融機関の中小企業向け貸出金の安全性を評価する際に用いるもので、中小企業の特徴、経営状態や将来性を高く評価するための具体的なポイント等が記載されており、中小企業が金融機関から高く評価されるためのヒントとしても活用できます。



2. なぜ今「中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識」なのか

昨年12月21日に金融庁が発表した「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」において、「中小企業金融の円滑化と地域の活性化」の一項目として「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の一層の普

及・定着を目指した取組み」を推進することになっています。

実際のところ、こうした取組みは新しいものではありません。金融庁では、従来からマニュアル別冊の広報活動を行っており、パンフレットも作成しています。しかし、金融のプロ以外の方にとっては、内容は専門的で、これを知ることのメリットもよく分からないということもあり、余り知られていないのが現実です。

そこで、中小企業にマニュアル別冊を知っていただき、資金調達に役立てていただくことを目的に、中小企業にターゲットを絞った新しいパンフレットを作成することにしたのです。新しいパンフレットは、中小企業にとってのメリットを明確にするとともに、マニュアル別冊の内容を大胆に取捨選択し、専門的でなく、借り手の役に立つ部分に絞って紹介しています。

3. 全国で説明会も行っています

[全国の財務（支）局、沖縄総合事務局](#)と連携し、「中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識」の説明会も開催しています。今年の上半期に全都道府県で最低 1 回は開催することを目標に 12 月よりスタートし、1 月は 18 件の説明会を開催しました。効率的かつスピーディに全国の皆さんに説明を行うため、財務局主催の説明会のほか、中小企業団体等をお願いをし、中小企業の会合等の際に時間を頂戴して説明を行っています。説明会の開催や講師派遣のご要望、ご関心のある方は、金融庁検査局又はお近くの財務（支）局、沖縄総合事務局までお問い合わせ下さい。

（お問い合わせ先）

金融庁	検査局総務課	TEL : 03-3506-6000
北海道財務局	理財部検査総括課	TEL : 011-709-2311
東北財務局	理財部検査総括課	TEL : 022-263-1111
関東財務局	理財部検査総括課	TEL : 048-600-1111
北陸財務局	理財部検査総括課	TEL : 076-292-7860
東海財務局	理財部検査総括課	TEL : 052-951-2474
近畿財務局	理財部検査総括課	TEL : 06-6949-6350
中国財務局	理財部検査総括課	TEL : 082-221-9221
四国財務局	理財部検査総括課	TEL : 087-831-2131
九州財務局	理財部検査総括課	TEL : 096-353-6351
福岡財務支局	理財部検査総括課	TEL : 092-411-7281
沖縄総合事務局	財務部検査課	TEL : 098-866-0094（平成 20 年 3 月 23 日までは TEL : 098-866-0062）

金融検査評価結果の分布状況について

金融庁では、「[金融検査評価制度](#)」に関して、「金融検査評価結果の分布状況」をとりまとめ、12 月 11 日に公表しました。

1. 金融検査評価制度については、平成 18 年 1 月から試行を開始し、平成 19 年 4 月以降、本格施行（ただし、主要行以外の金融機関については、平成 20 年 1 月以降）を開始しております。
2. 金融検査評価制度の趣旨は、金融検査の結果について、段階評価¹を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとするとともに、より効率的かつ実効的な検査等につなげるものです。
3. こうした制度の趣旨に照らせば、評価結果は、被検査金融機関のみが認識していることで十分であり、

¹ A 評価：強固な管理態勢が経営陣等により構築
B 評価：十分な管理態勢が経営陣等により構築
C 評価：管理態勢の構築が不十分で、改善が必要
D 評価：管理態勢に欠陥または重大な欠陥
＊総合評価は、行わない。

これを個別に对外公表することは、風評等のリスクもあることから適当ではないと考えられます。

4. しかしながら、各業態（金融機関）から「自行、自金庫あるいは自組合のおよその位置（水準感）を知りたいので、評定の分布状況を公開してほしい」との要望が多数寄せられたことから、平成 18 年 11 月に、試行開始後半年間（平成 18 年 1 月～6 月実施）の評定結果について、業態毎及び評定項目毎に C 評価以下となった項目数の割合等を公表したところです。
5. こうしたなか、今般、前回公表したものも含め、平成 18 年 1 月以降平成 19 年 3 月末までに予告（無予告の場合は立入を開始）し、評定を実施した検査（金融機関数 338 先）を対象として、前回と同様に、評定結果の分布状況を公表したものです。
6. 「金融検査評定結果の分布状況」は今後もデータの蓄積を行い、ある程度のデータの蓄積がされた段階で公表を行うことを考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表関係」から [「金融検査評定結果の分布状況について」（平成 19 年 12 月 11 日）](#) にアクセスしてください。

銀行等による保険販売の全面解禁について

金融庁は、銀行等による保険販売の全面解禁を予定通り平成 19 年 12 月 22 日に実施するにあたり、より一層の保険契約者等の保護を図るため、所要の手当てを行いました。

I. 改正の経緯

1. 銀行等による保険販売については、平成 13 年 4 月以降、弊害を見極めつつ段階的に解禁してきたところです。
2. 金融庁では、銀行等による保険販売の全面解禁の実施に向けて、先行解禁（第 3 次解禁）を行った平成 17 年 12 月 22 日以降、銀行等による保険募集の実施状況及び弊害防止措置の実効性等の検証を目的としたモニタリングを実施してきました。
3. モニタリングの結果、金融庁としては、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 17 年内閣府令第 87 号）に定められた全面解禁日の見直しの要件である「保険契約者等の保護のため必要な場合」には該当しないと考えられましたので、金融審議会にその旨を報告するとともに、更に関係者からの意見聴取を行うなど、予定通り全面解禁することについて検討を行いました。
4. その結果、現行の弊害防止措置の更なる強化は行わないものの、より一層の保険契約者等の保護を図るべきとの結論に至り、平成 19 年 12 月 21 日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正等の所要の手当てを行うこととしたものです。

II. 監督指針改正の概要

以下の内容を監督指針上の留意点として明記しました。

1. 銀行等における責任ある販売態勢の整備

(1) 保険契約締結後に発生する業務の適切な分担

- ① 保険契約締結後に発生する業務について、保険会社と銀行等との間の委託契約等によりその業務分担が明確に定められ、銀行等において顧客に明示されているか。
- ② 保険会社及び銀行等双方において、保険契約締結後の業務を行うための十分な要員の確保等、必要な態勢が構築されているか。

(2) 銀行等の販売責任等の周知

銀行等において、保険募集指針の内容を顧客に周知するため、書面による交付、店頭掲示などの必要な措置が講じられているか。

2. 顧客情報の利用態勢の整備

銀行等は、非公開金融情報を利用する場合の事前の顧客同意の取得について、実効性を確保する

ため、事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置を講じているか。

3. 銀行等の法令等遵守態勢の整備等

(1) 法令等遵守責任者等の要件

銀行等は、保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務が確実に実施されるよう、法令等遵守責任者及び統括責任者に保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

(2) 内部監査態勢の整備

銀行等は、保険募集に係る内部監査が確実に実施されるよう、担当部門に保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

(3) 公正取引委員会ガイドライン関係

銀行等は、保険募集業務に関し不公正な取引方法を行わないよう、公正取引委員会ガイドライン（金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について）に十分留意した業務運営を行っているか。

Ⅲ. 関係内閣府令等の改正の概要

全面解禁の円滑な実施を図るため、関係内閣府令等について技術的な見直し等を行いました。

- 医療・がん保険等の第三分野保険について、中小金融機関特例に係る保険金額の計算方法の見直し
- 銀行等の子会社に係る商品制限の撤廃

Ⅳ. 実施時期

平成 19 年 12 月 22 日

Ⅴ. その他

- 金融庁としては、保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁後においても、引き続き銀行等による保険販売についてモニタリングを行います。
- また、銀行等における保険販売の法令等遵守態勢等については、改正監督指針の趣旨を十分に踏まえた監督を行い、問題が認められた場合には、必要に応じ厳正な対応を行います。
- こうした方針の下で、各保険会社に、銀行等の保険販売における適切な募集態勢の構築を要請するとともに、関係業界団体（保険会社・銀行等）に対しても、会員各社の適切な保険募集の確保のための対応を要請しました。
- なお、金融庁では、今後のモニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、概ね 3 年後に、所要の見直しを行うこととします。

Ⅵ. おわりに

金融庁としては、銀行等による保険販売の全面解禁により、国民にとって様々な販売チャネルを通じた多様な保険商品の選択が可能となり、顧客利便性の向上が図られることを期待しています。

また、保険会社及び銀行等においては、上記監督指針の一部改正を含め、引き続き銀行等の保険販売における弊害に十分留意のうえ、適正な保険募集を行っていただきたいと考えています。

※ 本改正内容の詳細につきましては、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「銀行等による保険販売の全面解禁について」（平成 19 年 12 月 21 日）](#)、[「銀行等による保険販売の全面解禁に伴う所要の手当てについて」（平成 19 年 12 月 21 日）](#)にアクセスしてください。

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等及び「社債等登録法施行規則の一部を改正する命令」並びに「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」について

《経緯等》

証券決済に係るリスクとコストの低減を図り、使い勝手がよく、わが国証券市場の国際競争力の強化に資する証券決済システムを構築することを目的として、平成 13 年 6 月から、各種有価証券にまたがる統一的な証券決済法制の整備が進められてきました。

まず、平成 13 年 6 月に、短期社債（CP）を振替制度の対象とする（ペーパーレス化）ための「短期社債等の振替に関する法律」（短期社債等振替法）が制定されました（平成 14 年 4 月施行）。次に平成 14 年 6 月には、この短期社債等振替法を「社債等の振替に関する法律」（社債等振替法）に改正し、社債・国債・投資信託受益権等についても振替制度の対象とする「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（証券市場整備法）が制定されました。更に、平成 16 年 6 月には、社債等振替法を「社債、株式等の振替に関する法律」に改正し、株式等についても振替制度の対象とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（株式等決済合理化法）が制定されました。

このような中で今般、株式等のペーパーレス化等についての細目を定めた証券市場整備法に係る政令・内閣府令（「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等及び「社債等登録法施行規則の一部を改正する命令」）並びに株式等決済合理化法に係る政令・内閣府令（「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」）を、平成 19 年 12 月 14 日に公布しました。

以下、当該政令、内閣府令について解説します。

《内容等》

1. 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等及び「社債等登録法施行規則の一部を改正する命令」

(1) 主な内容

- ① 証券市場整備法による社債等登録法の廃止（これにより社債の権利移転等に係る制度が振替制度に一元化されました。）の日及び上場投資信託受益証券（ETF）の振替制度への移行の日を平成 20 年 1 月 4 日と定めています。
- ② 登録社債から振替社債に移行され、社債等登録法による登録が抹消された社債に係る社債等登録簿等の保存について、マイクロフィルムによって行うことができると定めています。

(2) 施行日

上記①は、平成 20 年 1 月 4 日に、②は平成 19 年 12 月 14 日に施行しています。

2. 「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」

(1) 主な内容

- ① 株式等のペーパーレス化後に他人名義で特別口座が開設された株主に名義変更を認める場合として、以下を追加しています。
 - ・ 相続を証する書面を提出した場合
 - ・ ペーパーレス化後 1 年以内に、株式の券面及び株式取得の証明書を提出した場合
- ② 株主提案権等の少数株主権を行使できる期間を、株主の申出を受けて振替機関が発行者に振替口座簿上の株式数等を通知してから 2 週間と定めています。
- ③ 振替口座簿の記録事項の証明書を請求できる者として、名義人のほか、発行者、名義人の相続人等と定めています。
- ④ 放送会社等、外国人保有制限がある株式の発行者に、株主が外国人である旨を知らせるための手当てとして、振替機関が放送会社等に株主が外国人である旨を通知することを定めています。

(2) 施行日

株式等決済合理化法の施行の日（株式等決済合理化法の公布の日（平成 16 年 6 月 9 日））から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日¹としています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」](#)等及び[「社債等登録法施行規則の一部を改正する命令」](#)並びに株式等決済合理化法に係る政令・内閣府令（[「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」](#)に対するパブリックコメントの結果等について（平成 19 年 12 月 13 日）及び[「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」](#)に対するパブリックコメントの結果等について（平成 19 年 12 月 13 日））にアクセスしてください。

¹ 平成 21 年 1 月を目処

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

〔ダボス会議〕

Q：ダボス会議について、今日は（今日の閣議で）どのような報告をなさったのでしょうか。

A：今日は、閣議での報告ですから詳しい話はしておりません。ダボスでは、日本の歴史の教訓を話してほしいという要請もありましたので、限られた時間ではありましたが簡潔に日本の教訓を話してまいりました。

日本人にとっては今のアメリカ、ヨーロッパの困難というのは一種の「デジャヴュ（かつて見たこと）」みたいなものだと思います。かつてバブルとバブル崩壊、その後のデフレ経済を経験したわけです。ちょうど18年前くらいでしたか、ベルリンの壁が崩壊した年ですが、日本は銀行貸出がGDPを超える状況になったわけです。つまり過剰債務ということです。2006年にアメリカでは、個人の債務が可処分所得を超えるという時代に入ったわけです。それぞれ性質は違いますが、構造的にはよく似通ったことが起きたわけです。そしてその後、日本ではバブル崩壊と不良債権、アメリカではサブプライム・ローン問題からその他の金融商品に広がりが出てきているということになりますから、結局は銀行部門の資本がダメージを受けているというところに行き着くわけです。90年代を通して日本も景気対策として100兆円を超えるものをやっているわけですが、それだけではバケツの底に空いた穴は埋めることができなかったのです。結局、不良債権処理と銀行部門の再生の過程の中で、公的資金を投入して資本注入と破綻処理をやったわけです。資本注入の方はおつりがきました。破綻処理の方は国民負担が出ました。こうしたことが日本の歴史の教訓ですということを申し上げてまいりました。

【平成20年1月29日（火）閣議後記者会見より抜粋】

〔日本のマーケット〕

Q：日本のマーケットがサブプライム問題で比較的影響は軽微にもかかわらず、世界のマーケットに比べて株価の下げが大きいという現状についてはどのようにお考えで、こういった対策が考えられるのでしょうか。

A：（抜 粋）

サブプライム関連のダメージが比較的少ない日本でなぜ株価が下がるのかということに関しては、やはり連結ベースで日米の市場を見ておられる方が多いのではないかと思います。確かに、実体経済から見て日本が北米市場で利益を上げてきた自動車会社などの例もございますけれども、福田内閣は今週発表されます「進路と戦略」において何がしかの目指すべき成長戦略というのを提示することになっています。これは既に去年の暮れから議論がなされているわけで、その中で例えば、「環境力」とか、「つながり力」という概念を提示する予定になっております。つながりの中では、アジアとのつながりというものをより強化していくということになるわけでありますから、仮にアメリカ経済が若干減速をしたとしても、アジアとのつながりを強化していくことができるならば、ある程度のいわゆるデカップリングというのは決して不可能ではないのではないかと思います。

【平成20年1月15日（火）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ】

○ テラメント株式会社に対する大量保有報告書の訂正命令

平成 20 年 1 月 25 日に、テラメント株式会社（川崎市麻生区）から関東財務局に提出された以下の発行会社に係る 6 件の大量保有報告書の記載は、金融商品取引法第 27 条の 29 第 1 項において準用する同法第 10 条第 1 項の「重要な事項について虚偽の記載」に該当するものと認められました。

このため、同年 1 月 27 日、[関東財務局](#)が、同社に対して、金融商品取引法の規定に基づき、上記大量保有報告書の訂正報告書の提出を命ずる行政処分を行いました。

●**提出者**：テラメント株式会社（川崎市麻生区）

●**発行会社**：アステラス製薬(株)、ソニー(株)、三菱重工業(株)、トヨタ自動車(株)
(株)フジテレビジョン、日本電信電話(株)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「テラメント株式会社に対する大量保有報告書の訂正命令について」](#)（平成 20 年 1 月 27 日）及び[EDINET（有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ）](#)にアクセスしてください。

○ ファンド業者を金融庁ウェブサイトに掲載しました！！

金融庁は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）によって届出義務が課され、実際に届出を行った 3,873 のファンド業者（平成 20 年 1 月 4 日現在）の名称等を金融庁ウェブサイトに掲載しました。※登録業者については従来から金融庁のウェブサイトに[掲載](#)されています。

金商法においては、いわゆる集団投資スキーム持分の「自己募集」又は「自己運用」を行っている者に対して、

- (1) 一般投資家向け業務を行う者であれば登録義務
- (2) プロ向け業務（＝適格機関投資家特例業務）を行う者であれば届出義務
- (3) 金商法施行前にファンドの運営（＝特例投資運用業務）を行っていた者であれば届出義務が課されています。

そのうち、金商法施行前にファンドの運営（＝特例投資運用業務）を行っていた者や同じく金商法施行前にプロ向け業務（＝適格機関投資家特例業務）を行っていた者に対しては、金商法施行後 3 ヶ月以内（平成 20 年 1 月 4 日が期限）の届出義務が課されておりました。

登録業者や届出業者の名称等をウェブサイトで公表することの一つの大きな目的は、投資家の方々に、自らの取引相手である業者が適正に登録・届出を行っているかを確認していただくことにありまして、また、仮に無登録・無届で業務を行っていることを確認した場合には、当局へ情報提供していただくことを期待しています。

なお、注意していただきたいことは、金融庁ウェブサイトに掲載していることをもって、金融庁が業者の信頼性を保証しているというものではないということです。特に、届出ファンド業者には、免許業者や登録業者と異なり、参入に当たっての当局の審査プロセスがないということに留意が必要です。

○ 認定投資者保護団体制度の更なる活用を期待します！！

[金融商品取引法](#)（以下「金商法」という。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「[認定投資者保護団体](#)」に関する規定を整備しています。

認定投資者保護団体制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられた制度であり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、[社団法人生命保険協会が認定（平成 19 年 9 月 30 日認定）](#)を受けております。認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としましては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要でありますので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 18 事務年度には、6,485 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成 21 年 1 月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

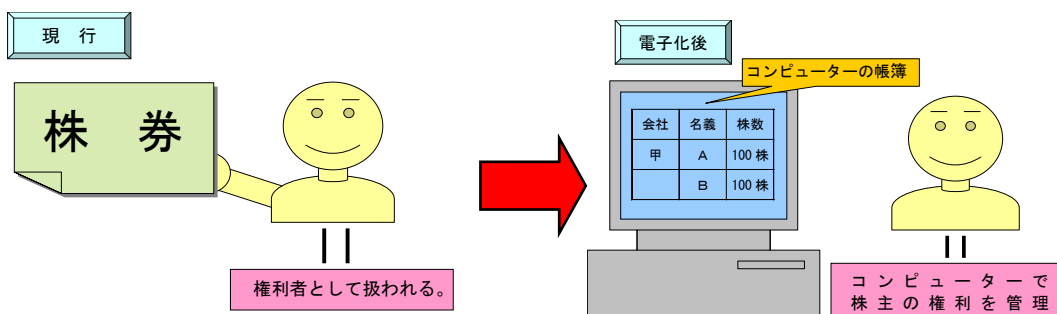
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成 19 年 2 月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の[概要やご留意頂きたい点](#)をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

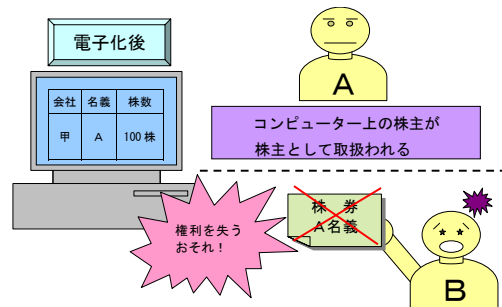
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



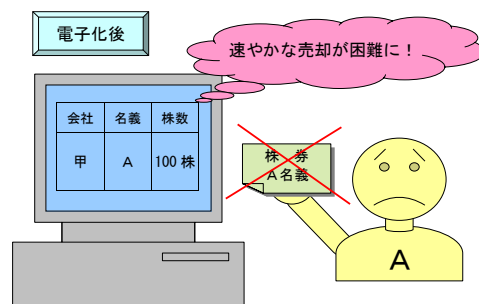
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにするため、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続きに時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

○ 金融庁英語版ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスの開始

平成20年1月15日より金融庁英語版ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスを開始しました。「電子メールアドレスの登録」画面で電子メールアドレスなどをあらかじめ登録すると、金融庁英語版ウェブサイトの新着情報を、新着情報が掲載された場合、1日1回、電子メールにてご案内致します。

※ 詳しくは、金融庁英語版ウェブサイトの Top から [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。



【1月の主な報道発表等】

- | | | |
|---------|--|---|
| 10 日(木) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリックコメントの結果について ・ 第 48 回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載 (11 月 14 日開催) ・ 第 49 回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載 (11 月 21 日開催) ・ 第 50 回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載 (11 月 29 日開催) |
| 11 日(金) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回金融専門人材に関する研究会議事次第・資料を掲載 (12 月 14 日開催) ・ 第2回金融専門人材に関する研究会議事要旨を掲載 (12 月 14 日開催) ・ 筑後信用金庫に対する行政処分について (福岡財務支局長処分) ・ 半田信用金庫に対する行政処分について (東海財務局長処分) ・ 株式会社ベルックスの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について ・ 株式会社WDIの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について |
| 16 日(水) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第 41 回)議事要旨を掲載 (12 月 4 日開催) ・ 中国の監督当局等との定期協議等について |
| 17 日(木) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第 43 回)配付資料を掲載 (1 月 16 日開催) |
| 18 日(金) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 51 回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載 (12 月 11 日開催) ・ 第 52 回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載 (12 月 18 日開催) ・ 株式会社ネットマークスの有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について ・ 三洋電機株式会社の半期報告書に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について ・ 第 124 回 自動車損害賠償責任保険審議会議事次第・配付資料を掲載 (1 月 10 日開催) ・ 第 125 回 自動車損害賠償責任保険審議会議事次第・配付資料を掲載 (1 月 18 日開催) ・ 第 124 回・第 125 回 自動車損害賠償責任保険審議会の開催について ・ 金融商品取引業者(投資助言・代理業者)に対する行政処分について (関東財務局長処分) |
| 23 日(水) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁契約監視委員会(第1回)議事概要を掲載(12 月 14 日開催) |
| 25 日(金) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社名古屋証券取引所に対する行政処分について ・ 大量保有報告書の提出に関する調査について |
| 27 日(日) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ テラメント株式会社に対する大量保有報告書の訂正命令について (関東財務局長命令) |
| 29 日(火) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令及び特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について (パブリックコメント) |
| 30 日(水) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計審議会 第 18 回監査部会議事次第・配付資料を掲載 (1 月 28 日開催) |
| 31 日(木) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表結果について ・ 「第一種金融商品取引業を行う外国法人が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件(案)」に対するパブリックコメントの結果について ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (期間:平成 19.10.1～12.31) ・ 信託業の免許について (ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ・ジャパン株式会社) |

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。